



2009年5月22日

各 位

会社名 古河総合設備株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 小倉俊次郎  
 (コード番号 1778 東証第二部)  
 問合せ先 総務部 部長兼総務グループ長  
 船山 裕憲  
 TEL 03 (5737) 8200

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第73回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿に関する経過措置を附則に定めるものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削る)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
②当社は、前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	(削る)
③当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める権利	②当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める権利

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第45条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当社の株式喪失登録簿の作成および備置き<u>その他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>

以 上